

No. 25

制 度 名	へき地医療拠点病院運営費補助	主管課名	医療政策課・医療計画 G					
		問合せ先	029-301-3124					
目的・趣旨	へき地における住民の医療の確保を図る。							
[対象団体] へき地医療拠点病院を運営する市町村（県知事が指定する病院） [対象事業] へき地医療拠点病院が行う次の事業 [補助要件等] 知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業であること ＜へき地医療拠点病院指定要件＞ 無医地区を対象として、巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等、へき地における医療活動を継続的に実施できること。 [対象経費] 対象事業の実施に要する経費 （医療活動費、研究費、研修費、医療費） [補助限度額等] ① 対象経費ごとの基準額と実支出額を比較して少ない方を選定する。 ② ①により選定された額と総事業費から診療収入を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。 [経費負担割合]								
区 分		国	県	市町村	その他			
		1/2	1/2	—	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 1,000 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 北茨城市						
〔備考〕								